

# 公示

公示第48号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事業を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

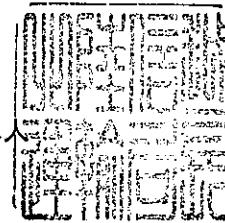
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年11月14日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事業の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事業番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
6旅7号	北鉄金沢バス株式会社 (2220001007986)	別紙のとおり	令和7年3月15日	田中医大線について、慢性的な乗務員不足に加え、利用旅客が著しく少なく、今後も利用旅客の増加が見込めないことから、当該路線の一部区間を廃止するべく、届出に及んだもの。

別 紙

6旅7号

(1)石川県金沢市蚊爪町184番地先から

石川県金沢市湖南第2土地区画整理事業59街区1番先まで 2.5km

(2)石川県金沢市高柳町二13-1番地先から

石川県金沢市元町2丁目1番先まで 1.3km

# 公示

公示第49号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事業を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

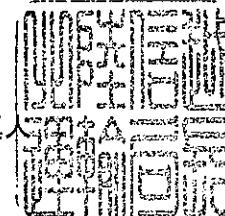
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年11月14日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事業の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事業番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
6旅8号	北鉄白山バス株式会社 (7220001018541)	別紙のとおり	令和7年3月15日	野々市金大線、鳥越線、白峰線、白山線、川北線、三反田線及び鶴来線について、北陸鉄道石川線に平行する区間、旅客が少ない路線の一部区間及び非効率な経路にて運行している区間を廃止するべく、届出に及んだもの。

## 別 紙

### 6旅8号

- |   |         |
|---|---------|
| (1)石川県金沢市角間町地内から<br>石川県金沢市若松町ミ3番地1先まで         | 0. 45km |
| (2)石川県野々市市矢作3丁目18番地先から<br>石川県野々市市新庄2丁目10番地先まで | 2. 80km |
| (3)石川県白山市道法寺町イ61番地1先から<br>石川県白山市道法寺町ヘ21番地先まで  | 0. 70km |
| (4)石川県白山市道法寺町34番地先から<br>石川県白山市道法寺町ツ20番地5先まで   | 0. 55km |
| (5)石川県白山市河内町江津丙1番地1先から<br>石川県白山市河合町甲1番地2先まで   | 0. 70km |
| (6)石川県白山市河内町江津丙1番地1先から<br>石川県白山市河合町甲21番地先まで   | 0. 30km |
| (7)石川県白山市白峰コ48番地1先から<br>石川県白山市白峰ツ57番地乙先まで     | 0. 75km |
| (8)石川県白山市西新町220番地1先から<br>石川県白山市西新町235番地1先まで   | 0. 10km |
| (9)石川県白山市西新町168番地1先から<br>石川県白山市古城町2番地先まで      | 0. 20km |
| (10)石川県白山市末広2丁目48番地先から<br>石川県白山市博労3丁目25番地先まで  | 0. 25km |
| (11)石川県能美郡川北町中島イ地内から<br>石川県白山市明島町ム65番地先まで     | 1. 20km |

# 公示

公示第50号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

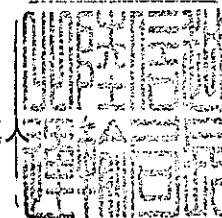
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年11月14日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
6旅9号	西日本ジェイアールバス 株式会社 (3120001057487)	別紙のとおり	令和7年4月1日	まちバス金沢ショッピングライナーについて、株式会社金沢商業活性化センターが事業主体となり、運行業務を受託して運行してきたところ、近年の燃料費の高騰などで急激に運行コストが上がり、経費節減努力をしてきたものの、当該路線の運行にかかる収支が悪化しており、老朽化に伴う運行車両の入れ替えや運転者確保も困難となったことから、当該路線を廃止するべく、届出に及んだもの。

別 紙

6旅9号

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 石川県金沢市香林坊1丁目1-1先から<br>石川県金沢市片町1丁目5-15先まで | 0. 34km |
| (2) 石川県金沢市片町1丁目5-15先から<br>石川県金沢市鱗町59-10先まで   | 0. 67km |
| (3) 石川県金沢市鱗町59-10先から<br>石川県金沢市広坂1丁目2-36先まで   | 0. 69km |

# 公示

公示第51号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事業を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

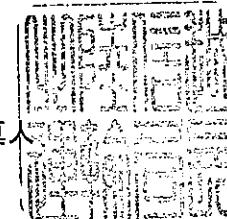
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年11月14日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事業の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事業番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
6旅10号	西日本ジェイアールバス株式会社 (3120001057487)	別紙のとおり	令和7年4月1日	森本駅～不動寺・深谷元湯間については、地域住民からの強い要望により存続させてきたが、利用は低調で収支改善が進まないまま現在に至っていたところ、燃料費高騰など厳しさを増してきたことから、当該路線を廃止するべく、届出に及んだもの。

別 紙

6旅10号

- |   |          |
|---|----------|
| (1)石川県金沢市吉原町へ91先から<br>石川県金沢市吉原町イ212-3先まで        | 0. 53km  |
| (2)石川県金沢市吉原町イ212-3先から<br>石川県金沢市吉原町口39-6先まで      | 0. 14km  |
| (3)石川県金沢市吉原町口39-6先から<br>石川県金沢市堅田町甲124-3先まで      | 0.. 44km |
| (4)石川県金沢市堅田町甲124-3先から<br>石川県金沢市堅田町丙60-2先まで      | 0. 47km  |
| (5)石川県金沢市堅田町丙60-2先から<br>石川県金沢市不動寺町口7-1先まで       | 0. 78km  |
| (6)石川県金沢市不動寺町口7-1先から<br>石川県金沢市不動寺町木14先まで        | 0. 17km  |
| (7)石川県金沢市不動寺町木14先から<br>石川県金沢市不動寺町へ434先まで        | 0. 37km  |
| (8)石川県金沢市不動寺町へ434先から<br>石川県金沢市不動寺町木14先まで(不動寺経由) | 0. 39km  |
| (9)石川県金沢市不動寺町イ35-5先から<br>石川県金沢市深谷町口28-2先まで      | 0. 34km  |
| (10)石川県金沢市深谷町口28-2先から<br>石川県金沢市深谷町木110先まで       | 0. 72km  |
| (11)石川県金沢市深谷町木110先から<br>石川県金沢市深谷町チ95先まで         | 0. 73km  |